

Leilani R.G. Club 会則
(2019年10月15日改定)

第一章 [総則]

第1条 (名称)

本スクールは「Leilani R.G.Club」(レイラニアールジークラブ)と称します。
本スクールは本部所在地を東京都渋谷区恵比寿 2-36-13 広尾 MTR ビル1Fとします。

第2条 (目的)

本スクールの目的は、新体操の指導により、スクール生の心身の健康維持増進をはかることにあります。

第3条 (スクール期間)

スクール期間は毎年4月1日より翌年3月31日までを1期間とします。

第4条 (スクール開校日)

別途定める年度毎のカレンダーによるものとします。

第二章 [会員資格]

第5条 (スクール会員資格条件)

本スクールの目的を理解し、会則を承諾された方とします。

第6条 (入会資格)

本スクールへの入会を希望する方は、所定の申込み手続きを行い、本スクールより入会の承認を得ることにより、本スクールに入会することができます。

第7条 (会費)

- (1) 会費の支払いは一月毎とし、自動引落にて支払うものとします。入会後自動引落手続き完了までは、毎月末日までに翌月分を銀行振込の方法により支払うものとします。振込手数料は会員の負担とします。
- (2) 前項にて銀行残高不足で会費の引落が出来なかった場合の自動引落手数料 160 円は会員負担とし翌月会費に加算して引落を行うものとします。
- (3) 前項の規定にかかわらず、会員は、本スクールの承認を受けた場合に限り、本スクールに現金を交付する方法により会費を納入することができるものとします。
- (4) 納入された会費はいかなる理由があっても返金しないものとします。

第8条 (通常休会)

- (1) 休会の申し出は、休会月の前々月の末日(休会申請期日という)までに、所定の様式に記入して本スクールに提出する方法によるものとし、会員は、本スクールがこの申し出を承認した場合に限り、休会できるものとします。
- (2) 休会中の月会費は 4,400 円とします。
- (3) **第8条(1)の休会申請期日を過ぎての申し出につきましては納入済みの会費は返金しないものとします。**

第9条 (長期休会)

- (1) 3カ月を超えて休会し 12 カ月以内に復会する会員は「長期休会会員」といたします。
- (2) 長期休会の申し出を頂いた翌月分の休会会費 4,400 円を頂いた上、残りの長期休会期間は休会会費を頂きません。
- (3) また、復会時にも入会金を徴収いたしません。
- (4) 12 カ月を超える休会はその事由により許可することがあります。
- (5) **長期休会の申し出を頂いた月の会費は満額を請求し、納入済みの会費は返金しないものとします。**

第10条 (傷病休会)

- (1) 怪我や病気による休会はその原因に係わらず傷病の届け出翌月分から完治までの期間を無償休会とします。
第(1)項の原因が本スクールに起因しない場合、医師の診断書のご提出がない場合は第8条の通常休会扱いとなります。
- (2) 第(1)項の原因が本スクールに起因する(練習中、発表会中、本スクールの代表として参加した大会中の事故の場合)場合は、当月の月会費の日割り部分を前受金(預り金)として振替させて頂き、復会後の会費に充当致します。

第11条 (復会)

- (1) 復会の際は事前に本スクールによる承認を必要とします。
- (2) 傷病休会の場合は復会の承認にあたり医師による完治証明書をご提出頂くことがあります。
- (3) 月中の復会の場合、復会月の月会費は日割り計算致します。

第12条 (退会)

退会の申し出は、退会月の前々月の末日までに、所定の様式に記入して本スクールに提出する方法によるものとし、会員は、本スクールがこの申し出を受領した翌々月末以降の退会希望日をもって退会するものとします。

第13条 (資格の一時停止ならびに除名)

本スクールは会員が次の各項の一つに該当すると認めた場合は会員たる資格の一時停止または除名をすることができます。

- (1) 2ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (2) 本会則、その他本スクールの定める規則に違反したとき。
- (3) 学校の部活動以外で許可なく他の新体操クラブに所属したとき。
- (4) 本スクールの指導者の名前を無断で使用したとき。
- (5) 事前の許可なく本スクールで構成した演技を本スクール以外の登録で出場する大会等で演じたとき。
- (6) 本スクールの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したときその他会員としての品位を損なうと認められる行為のあったとき。

第14条 (会員資格の喪失)

スクール会員は次の場合、その資格を失います。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 死亡

第15条 (会員資格の譲渡)

本スクールの会員資格を譲渡・貸与並びに担保等に供する事はできません。

第三章 [会員の権利・義務]

第16条 (施設利用)

- (1) 会員は、その所属するクラスでのレッスン時において、本スクールの施設を利用する権利を有します。ただし、会費を納入していない月についてはこの限りではありません。
- (2) 会員は、1月に1回に限り、その所属するクラスと同等のクラスへのクラスの振替ができるものとし、振替後のクラスでのレッスン時に本スクールの施設を利用する権利を有します。ただし、振替は同月内のクラスに限るものとします。
(同月内とは別途提示される年度カレンダーの範囲内とします。)
- (3) 会費を納入期日までに支払わなかった会員が当該月に本スクールの施設を利用するためには、施設利用時に、会費の納入を証する書面を本スクールに提示しなければなりません。

第四章 [その他]

第17条 (スポーツ傷害保険加入)

- (1) 会員となる方は「スポーツ傷害保険」に加入していただきます。保険料は実費をご負担頂きます。レッスン中の事故による損害は、スポーツ傷害保険により補償されます。
- (2) スポーツ傷害保険の補償範囲外の損害に関しては、本スクールは一切の補償を致しません。

第18条 (施設の閉鎖)

次の各項の一つに該当するとき、本スクールは施設の全部または一部を閉鎖することができます。

- (1) 気象・災害・その他により開場に危険性があると認められたとき
- (2) 施設の改造または補修のとき
- (3) 法令の制定改廃等によるとき
- (4) 行政指導等によるとき
- (5) 経営上の理由のとき

第19条 (その他)

本会則に定めない事項については本スクールの指示に従うものとします。

第20条 (改正)

本会則の改正・変更は本スクールの定めるところによるものとし、改正・変更後の会則を配布または電子的に配信した時点で、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

以上